

議案第 32 号

丸亀市立学校体育施設使用条例施行規則の一部改正について
丸亀市立学校体育施設使用条例施行規則の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 1 月 24 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校体育施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
丸亀市立学校体育施設使用条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 42 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(運営委員会) 第 3 条 教育委員会は、体育施設の使用を円滑に行うため、条例第 2 条別表に定める学校(以下「開放学校」という。)に運営委員会を置く。 2 略 (使用料) 第 7 条 条例第 10 条ただし書の規則で定める使用料(以下「使用料」という。)は、別表のとおりとする。 (使用料の減免) 第 8 条 条例第 11 条の規定により使用料を減免する場合は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 2 使用料を減免する場合の割合は、次のとおりとする。 (1) 照明に係る使用料 全額 (2) 空調に係る使用料 半額 (使用料の還付額) 第 9 条 略	(運営委員会) 第 3 条 教育委員会は、体育施設の使用を円滑に行うため、条例第 2 条別表第 1 に定める学校(以下「開放学校」という。)に運営委員会を置く。 2 略 (照明使用料の免除) 第 7 条 条例第 11 条の規定により照明使用料を免除する場合は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (照明使用料の還付額) 第 8 条 略

改正後					改正前				
(その他) 第 10 条 略					(その他) 第 9 条 略				
別表(第 7 条関係)									
体育施設名		照明に係る使用料		空調に係る使用料					
		2 時間まで	4 時間まで	1 時間当たり					
屋内運動場	全面	500 円	1,000 円	1,500 円					
	片面	250 円	500 円	750 円					
運動場	全面	500 円	1,000 円	＝					
	片面	250 円	500 円	＝					
武道場	柔道場・剣道場	250 円	500 円	500 円					
	軽運動場	250 円	500 円	500 円					
備考 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。									

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

議案第 号

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部改正について

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例

丸亀市立学校体育施設使用条例(平成 17 年条例第 102 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(使用施設) 第 2 条 使用することのできる体育施設は、 <u>別表</u> のとおりとする。			(使用施設) 第 2 条 使用することのできる体育施設は、 <u>別表第 1</u> のとおりとする。		
(使用料) 第 10 条 体育施設使用料は、 <u>無料</u> とする。ただし、体育施設の <u>照明設備又は空調設備</u> を使用するときは、 <u>規則で定める</u> 使用料を納付しなければならない。			(使用料) 第 10 条 体育施設使用料は無料とする。ただし、体育施設の <u>照明施設</u> を使用するときは、 <u>別表第 2 に定める照明</u> 使用料を納付しなければならない。		
(減免) 第 11 条 教育委員会は、前条に定める使用料を <u>減免</u> することができる。			(免除) 第 11 条 教育委員会は、前条に定める <u>照明</u> 使用料を <u>免除</u> することができる。		
別表(第 2 条関係)			別表第 1(第 2 条関係)		
体育施設名		学校名	体育施設名		学校名
小学校	屋内運動場	丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城南小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校	小学校	屋内運動場	丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城南小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校

改正後			改正前		
	運動場	丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城南小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校			※全学校照明設備有
			運動場		丸亀市立城乾小学校(照明設備有)、丸亀市立城坤小学校(照明設備有)、丸亀市立城北小学校(照明設備有)、丸亀市立城西小学校(照明設備有)、丸亀市立城南小学校(照明設備有)、丸亀市立城東小学校(照明設備有)、丸亀市立城辰小学校(照明設備有)、丸亀市立郡家小学校(照明設備有)、丸亀市立飯野小学校(照明設備有)、丸亀市立垂水小学校(照明設備有)、丸亀市立広島小学校(照明設備有)、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校(照明設備有)、丸亀市立飯山北小学校(照明設備有)
中学校	屋内運動場	丸亀市立東中学校、丸亀市立西中学校、丸亀市立南中学校、丸亀市立綾歌中学校、丸亀市立飯山中学校	中学校	屋内運動場	丸亀市立東中学校、丸亀市立西中学校、丸亀市立南中学校、丸亀市立綾歌中学校、丸亀市立飯山中学校 ※全学校照明設備有
	運動場	丸亀市立綾歌中学校、丸亀市立飯山中学校		運動場	丸亀市立綾歌中学校(照明設備有)、丸亀市立飯山中学校
	武道場	丸亀市立綾歌中学校、丸亀市立飯山中学校		武道場	丸亀市立綾歌中学校(照明設備有)、丸亀市立飯山中学校(照明設備有)
			別表第 2(第 10 条関係)		
			体育施設名	照明使用料(1 回につき 4 時間まで)	
			屋内運動場	1, 000 円	
			運動場	1, 000 円	
			武道場	500 円	

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(参考資料)

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

年 月 日

丸亀市教育委員会 教育長

丸亀市教育委員会規則第 号

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例(令和6年条例第 号)の施行期日は、令和 年 月 日とする。

附 則

学校体育施設開放事業における空調設備の取り扱いについて

1.【料金設定】

(1) 考え方

丸亀市施設使用料設定指針における受益者負担の原則に基づき、当事業の空調使用料についても実費相当額※を徴収する。

※綾歌中体育館空調設備料金システム比較提案書より、実費は全面 1,559 円/h

(2) 空調使用料案

屋内運動場	1 時間当たり			1 時間当たり
全面使用	1,500 円	武道場	柔道場・剣道場	500 円
半面使用	750 円		軽運動場	500 円

2【減免の取り扱い】

(1) 考え方

義務教育終了前の 10 人以上の児童及び生徒で構成する団体は、空調使用料について、実費相当額の半額分を減免する。

(2) 減免後の料金案

屋内運動場	1 時間当たり			1 時間当たり
全面使用	750 円	武道場	柔道場・剣道場	250 円
半面使用	370 円		軽運動場	250 円

3.【今後のスケジュール】

R6	12 月	12 月議会にて、空調使用料について条例改正
R7	1 月	スポーツ推進課から、空調使用料・運用について運営委員会へ周知
	2 月	各学校にて、運営委員会調整会議（年間の利用について調整） 当会議にて、空調使用料・運用方法などを運営委員会、スポーツ推進課より団体へ周知
	6 月頃	空調設備工事完了時期を勘案し、条例、規則の施行日を同日とし、決定する。
	7 月	綾歌中空調設備運用予定

中学校体育施設（丸亀西中、丸亀東中、丸亀南中）空調設備整備予定、随時運用を開始。

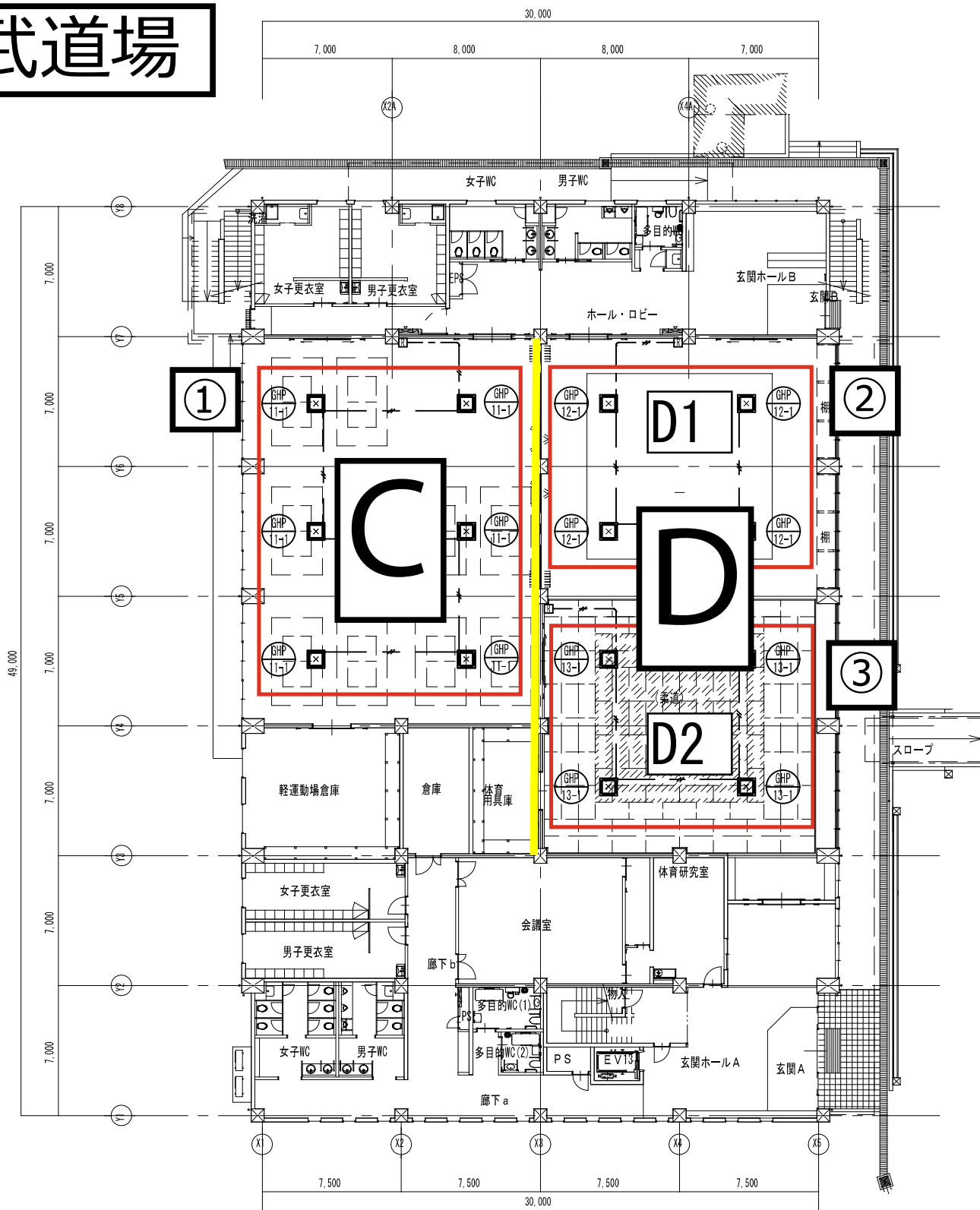
4.【参考】

（現在の利用料金運用）

- ・体育施設使用料➡無料
- ・照明使用料

屋内運動場・運動場	4 時間まで	2 時間まで			4 時間まで	2 時間まで
全面使用	1000 円	500 円	武道場	柔道場・剣道場	500 円	250 円
半面使用	500 円	250 円		軽運動場	500 円	250 円

武道場



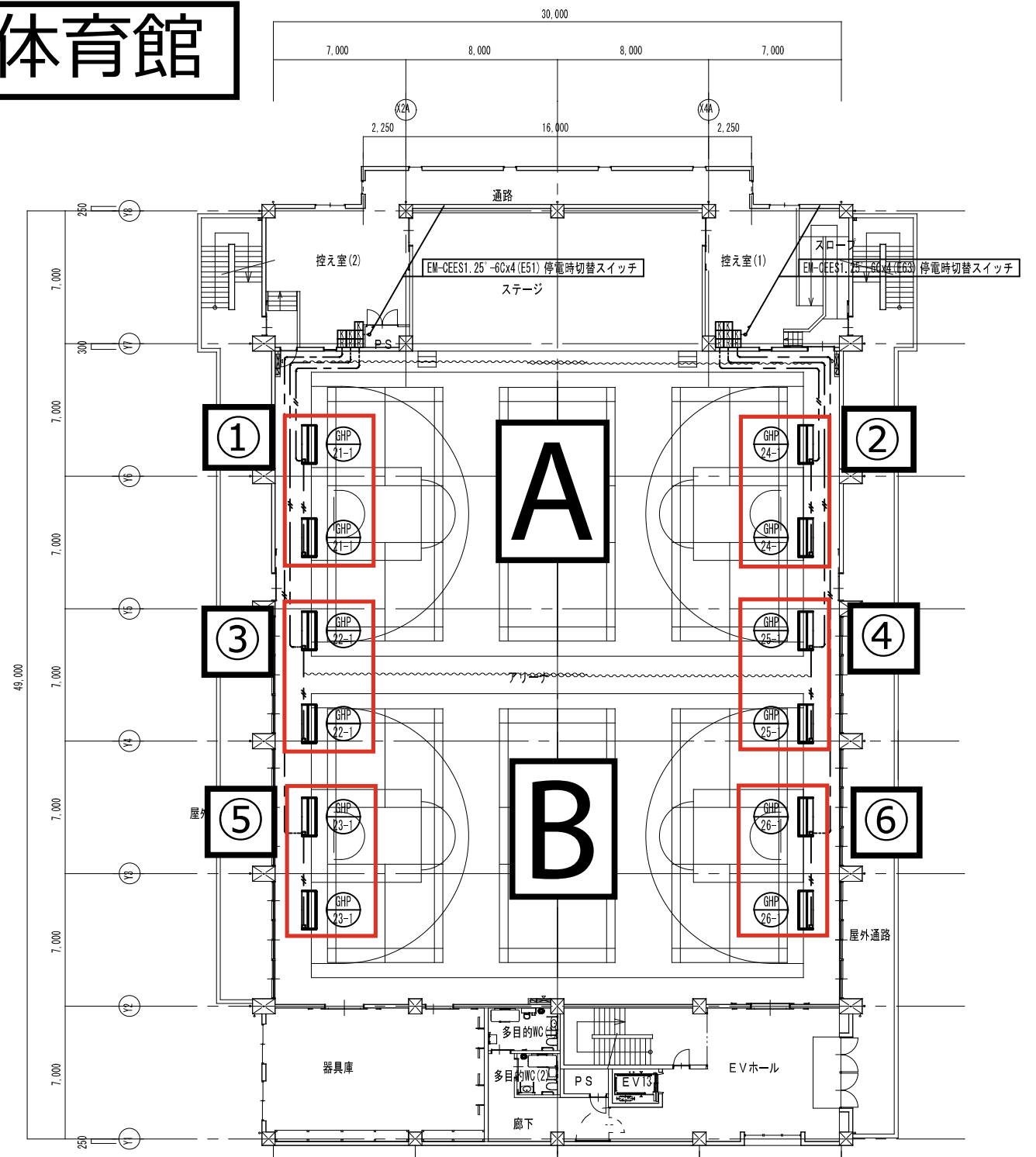
凡例	
R	空調個別リモコン
	EM-OES1.25'-2C (PF22): 屋内隠蔽立下り
K	停電時切替スイッチ
	EM-OES1.25'-6C (G28): 屋外露出 (PF28): 屋内隠蔽立下り
注記	
1. 停電時切替スイッチ、空調個別リモコンにはSWボックス(2個用)を取付る。	

1階平面図

→空調設備1系統

→仕切りあり

体育館



床面積

A+B（体育館）=1,041㎡

C（軽運動場）=336㎡

D1（剣道場）=224㎡

D2（柔道場）=224㎡